

平成 28 年 4 月 8 日  
国立市行政管理部総務課

## 公共工事前金払制度の拡充及び中間前金払制度の導入について

国立市では、公共工事の適正な履行の確保及び受注者の円滑な資金調達等を目的に、土木工事、建築工事及び設備工事において、契約金額の 4 割を超えない範囲で 6,000 万円を限度として、履行前に前払金の支払いをしているところ です。

しかし、建設業における中小企業・小規模事業者は技術者の人手不足により外注等が増え、その結果、経費が増大し厳しい経営状況が続いていることから、さらなる資金繰りの支援が必要となっています。

受注者への円滑な資金提供を図ることが、下請業者への適切な支払い、建設業者の資金繰りの改善となり、ひいては公共工事の適正な施工の確保につながることから、平成 28 年 3 月 1 日より以下のとおり前金払制度を拡充することとしましたので、お知らせします。

### 1 前金払限度額の引き上げ等について

受注者の資金繰りを支援し、適正な施工を確保する観点から土木工事、建築工事及び設備工事の前金払の最高限度額を 1 億円に引き上げるとともに、対象契約を予定価格 50 万円以上の工事とし、工期要件を廃止します。

### 2 設計・測量等委託における前金払制度の導入について

これまでは、前金払の対象は工事請負のみでしたが、土木建築に関する工事の設計、調査等又は測量業務においても、下請業者に対する円滑な支払の促進及び受注者の資金調達を円滑にし、適正な履行確保を図るため前金払制度を導入します。

#### (1) 対象契約

予定価格 50 万円以上の公共工事に係る設計、調査等又は測量業務

#### (2) 前金払の割合：契約金額の 3 割

地方自治法施行令附則第 7 条により前払金割合を 3 割とします。

#### (3) 前金払の最高限度額

1 億円

### 3 中間前金払制度の導入について

中間前金払とは工事着工時の前金払（契約金額の4割）に加え、工事の中間段階で契約金額の2割を追加して行う前金払のことです。

これまでは、工事着工時に前払金を支払っていましたが、原則、前払金を支払った後は工事完了まで支払がありません。特に工期が長い工事において前払金のみで資金繰りをするのは、中小企業にとっては大変負担が大きくなります。

そこで、さらなる受注者の資金調達の円滑化を図るため並びに適正な施工体制及び工事の品質を確保するため中間前金払制度を導入します。

#### （1）対象工事

契約金額が50万円以上の工事（設計、測量等委託は対象外となります）  
ただし、当初の前払金が支払われていること。

#### （2）割合

契約金額の2割を超えない範囲

#### （3）上限額

5,000万円

#### （4）中間前金払ができる条件

以下の条件に該当することが必要となります。

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われている当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）

#### （5）中間前金払の申請方法

以下の手順で申請を行ってください。

- ① 工事の受注者は、契約締結時に、中間前金払制度の利用を希望する旨を契約担当者に伝え、工事履行予定表に工種等、構成比、工期の1/2時点で予定している工種ごとの作業の進行度合いを予定進捗率として記載し、工事の現場着手までに、監督員に提出します。
- ② 工事履行予定表を基に、工事履行報告書（第2号様式）に記載する工種等及び実績進捗率等について監督員と事前協議し、協議が整った後、中間前金払認定申請書（第1号様式）に工事履行報告書を添付して、監督員に提出します。
- ③ 受注者は、工事担当課より中間前金払認定調書（第3号様式）を受け取り、前払金保証事業を営む会社と中間前払金保証契約を結びます。
- ④ 受注者は、国立市公共工事中間前金払申請書、中間前金払請求書、中間前金払保証契約証書及び保証約款、中間前金払認定調書の写し、口座振込

依頼書を契約担当者へ提出し、中間前払金を受け取ります。

#### 4 適 用

施行日以降に指名、公示される工事請負契約等

#### 5 その他

上記1から3までの前金払については、全て国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社による保証を条件とします。

\* ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

国立市行政管理部総務課契約係（内線253・254・255）